

保護者の方へ：予防接種をする前に必ずお読みください。

麻しん（はしか）風しん（MR）（第1期・2期）定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間で受けることが大切です。

規定された期間以外での接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となりますのでご注意ください。

1 対象年齢・回数・備考

期	回数	対象年齢
第1期	1回	1歳～2歳未満
第2期	1回	小学校入学前年度の1年間（4月1日～3月31日） 【令和7年度対象者】 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの子

※使用するワクチンは、原則、麻しん風しん混合ワクチンですが、それぞれの単抗原ワクチンでの接種も可能です。

2 接種費用 無料（公費負担）

3 実施場所 調布市定期予防接種協力医療機関（別紙参照）

※狛江市，世田谷区，三鷹市，府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。その際は，調布市の予診票を必ずお持ちください。

4 その他

- (1) 接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は、必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種当日は、予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。

調布市法定外予防接種

※上記の定期予防接種の対象期間に接種ができなかった方を対象に無料（公費負担）で実施します。

期	対象期間	接種費用	接種方法
法定外	2歳～7歳6か月未満 ※ただし、定期予防接種の対象期間を除く	無料 （公費負担）	市内協力医療機関へ問合せ ※ <u>他市では受けられません</u>

- (例) ①3歳で、定期予防接種第1期を接種していない方→法定外予防接種が1回受けられます。
 ②7歳で、定期予防接種第2期を接種していない方→法定外予防接種が1回受けられます。
 ③7歳で、定期予防接種第1期と第2期の両方を接種していない方→法定外予防接種が2回受けられます。
 （間隔は27日以上あけてください。）

問合せ／調布市子ども生活部子ども家庭センター 電話042-441-6081

麻疹（はしか） 風疹（MR）

麻疹（はしか）（Measles）とは

麻疹ウイルスの感染によって起こります。感染力が強く、飛沫・接触だけではなく空気感染もあり、予防接種を受けないと、多くの人がかかり、流行する可能性があります。高熱、せき、鼻汁、眼球結膜の充血、めやに、発疹を主症状とします。最初3～4日間は38℃前後の熱で、一時おさまりかけたかと思うと、また39～40℃の高熱と発疹がでます。高熱は3～4日間で解熱し、次第に発疹も消失します。しばらく色素沈着が残ります。

主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。患者100人中、中耳炎は約7～9人、肺炎は約1～6人に合併します。脳炎は1,000人に約1～2人の割合で発生がみられます。また、亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という慢性に経過する脳炎は、はしか患者約10万例に1～2例発生します。はしかは医療が発達した先進国であってもかかった人の約1,000人に1人が死亡する重症の病気です。世界各地で、はしかは再び増加傾向にあり、途上国を中心に多くの小児がはしかで命を落としています。

風疹（Rubella）とは

風疹ウイルスの飛沫感染、接触感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか、眼球結膜の充血もみられます。年長児や成人では関節炎の頻度が高く、予後は一般に良好ですが、血小板減少性紫斑病や脳炎の合併を認めることがあります。まれに溶血性貧血もみられます。大人になってからかかると重症になります。妊婦が妊娠20週頃までに風疹ウイルスに感染すると、先天性風疹症候群と呼ばれる先天性の心臓病、白内障、聴力障害、発育発達遅延などの障害を持った児が生まれる可能性が非常に高くなります。

麻疹風疹混合ワクチン（MRワクチン）と副反応について

麻疹ウイルス及び風疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。1歳になったらなるべく早く第1期の予防接種を受けるように努めてください。麻疹ワクチンも風疹ワクチンも1回の接種で95%以上の子どもは、免疫を得ることができますが、つき損ねた場合の用心と、年数がたつて免疫が下がってくることを防ぐ目的で、2回目の接種（第2期）が行われるようになりました。

病気の治療、予防などのためガンマブログリン製剤の注射をうけたことがあるお子さんの接種時期については、かかりつけ医と相談してください。

副反応として、まれに、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどが生じる可能性があります。平成25年4月1日から令和5年9月30日までに医療機関から重篤として報告された例（報告者が重篤として判断するもの）の発生頻度は、10万接種当たり1となっています。

「予防接種健康被害救済制度」について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、子ども家庭センターへご相談ください。